

千葉県報

定例
令和8年2月24日

主 要 目 次

○ 人事委員会規則	一
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則	一
告 示	一
○ 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(二件)	二
○ 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間	四
公 告	四
○ 都市計画道路事業の施行	四
○ 特定調達公告	四
○ 入札公告	四
○ 落札者等の公告	四

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十四日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表中

- 「3 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- 4 助産師、看護師及び准看護師
- 5 海技従事者
- 6 無線従事者
- 7 職業訓練指導員
- 8 臨床検査技師(千葉県病院局に置かれるものに限る。)及び衛生検査技師
- 9 臨床工学技士
- 10 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師
- 11 歯科衛生士

を

- 12 歯科技工士
- 13 理学療法士及び作業療法士
- 14 視能訓練士
- 15 言語聴覚士
- 「3 獣医師
- 4 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- 5 助産師、看護師及び准看護師
- 6 海技従事者
- 7 無線従事者
- 8 職業訓練指導員
- 9 臨床検査技師(千葉県病院局に置かれるものに限る。)及び衛生検査技師
- 10 臨床工学技士
- 11 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師
- 12 歯科衛生士
- 13 歯科技工士
- 14 理学療法士及び作業療法士
- 15 視能訓練士
- 16 言語聴覚士

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十四日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条第一項中「千葉県報に登載して」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に改める。

別表第一資格免許職職員採用試験の項中

獣医師	一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち獣医師、薬剤師、保健師及び管理栄養士をもつて充てる職	主として獣医学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
薬剤師	二 研究職給料表の職務の級二級の職のうち獣医師及び薬剤師をもつて充てる職 三 医療職給料表(二)(給与条例別表第五医療職給料表口医療職給料表(二)をいう。以下同じ。)の職務の級二級の職	主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
薬剤師(病院局)	四 医療職給料表(三)(給与条例別表第五医療職給料表ハ医療職給料表(三)をいう。)の職務の級二級の職	県立病院等において薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
保健師	五 公営企業の管理者が定める 一、二、三及び四に規定する職に相当する職	主として保健指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
管理栄養士		県立病院等において栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
管理栄養士(病院局)		

を

薬剤師	一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち薬剤師、保健師及び管理栄養士をもつて充てる職 二 研究職給料表の職務の級二級の職のうち薬剤師をもつて充てる職 三 医療職給料表(二)(給与条例別表第五医療職給料表口医療職給料表(二)をいう。以下同じ。)の職務の級二級の職	主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
保健師	四 医療職給料表(三)(給与条例別表第五医療職給料表ハ医療職給料表(三)をいう。)の職務の級二級の職	主として保健指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
管理栄養士	五 公営企業の管理者が定める 一、二、三及び四に規定する職に相当する職	県立病院等において栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
管理栄養士(病院局)		

改める。

別表第二資格免許職職員採用試験の項中「獣医師」を「薬剤師」に改める。

別表第三資格免許職職員採用試験の項中「獣医師の目を削り、同表の備考中「警察官採用試験の受験資格については」を「職員採用上級試験及び警察官採用試験の受験資格については、人事委員会が採用試験の実施時期その他の事情を考慮して適当であると認める場合には」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条第一項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

告

示

千葉県告示第七十八号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号及び同法第五条第二項の命令の内容とな

る事項を次のとおり公表する。

令和八年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 区域

館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市並びに安房郡鋸南町の区域内に存する松からなる森林（以下「松林」という。）の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市の各市役所並びに安房郡鋸南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三 森林病虫害等の種類

松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫（以下「松くい虫」という。）

四 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤による防除又は破砕を行うこと。

五 命令をしようとする理由

松くい虫がまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認めため

六 その他必要な事項

1 四に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 四に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破砕する場合には、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

3 四に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる松林の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、4により申請書を提出する場合は、この限りでない。

4 四に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる松林の所在する地域を管轄する林業事務所を長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が四に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

5 知事は、四に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、二に定める期間内に四に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

6 知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、四に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

千葉県告示第七十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和八年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 区域

館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市並びに安房郡鋸南町の区域内に存する松からなる森林（以下「松林」という。）の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市の各市役所並びに安房郡鋸南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 期間

令和八年五月一日から七月三十一日まで

三 森林病虫害等の種類

松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫（以下「松くい虫」という。）

四 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について薬剤による防除を実施すること。

五 命令をしようとする理由

松くい虫がまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認めため

六 その他必要な事項

1 四に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 四に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所を長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 四に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所を長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者

が四に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、四に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、二に定める期間内に四に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、四に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

千葉県告示第八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和八年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 制限措置の内容
- 1 漁業種類
手線第三種漁業
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき船舶等の数
一隻
- 3 船舶の総トン数
十五トン未満
- 4 推進機関の馬力数
八十キロワット（二十五馬力）以下
（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第五百十三号）による改正前の漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）附録第一（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）
- 5 操業区域
共同漁業権共第三号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域
- 6 漁業時期
周年
- 7 漁業を営む者の資格
共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 二八円

た者
二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和八年二月二十七日から三月二十六日まで

公 告

都市計画道路事業の施行
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、市川都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。
令和八年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 都市計画事業の種類及び名称
市川都市計画道路事業三・三・九号柏井大町線
- 二 施行者の名称
千葉県
- 三 事業所の所在地
船橋市浜町二丁目五番一号（葛南土木事務所）
- 四 事業地
収用の部分 市川市大町及び大野町三丁目地内
使用の部分 市川市大町地内

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告
別冊のとおり一般競争入札に付する。
令和八年2月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。
令和八年2月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三（二二三）二六五八